文教厚生委員長報告

令和元年11月定例会(12月17日)

文教厚生委員長報告をいたします。

今定例会において文教厚生委員会に付託されました議案のうち、既に12月6日 に報告いたしましたものを除く議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「令和元年度島根県一般会計補正予算(第3号)」の予算案1件、「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」の条例案1件、「公の施設の指定管理者の指定について」の一般事件案4件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、請願の審査結果について報告いたします。

このたび新規に提出された請願第7号は、ハンセン病元患者家族の人権回復とハンセン病問題の全面解決を求めるものであります。本請願については、島根県として、過去の反省を踏まえ、今後も必要な措置を講じるとともに、これまでの検証を引き続き行っていく必要があるとの理由から、全会一致を持って採択とすべきとの審査結果でありました。

なお、委員から、県職員におけるハンセン病問題の研修参加者が、この5年間で全職員の半数程度に留まっていることから、少なくとも数年のうちに全職員が研修を受け、行政が起こした人権侵害事象と言われるハンセン病問題に対する認識を全職員がきちんと持つことが必要ではないかとの意見があり、執行部からは期間は明言できないが、早急に全職員が研修を受けることができるよう対処したいとの回答がありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、健康福祉部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「児童相談所が関与していた児童の死亡事案について」では、複数の委員から、一時保護解除判断の適正性や市町村等関係機関との情報 共有方法、見守り体制の強化、警察との連携、目の前の命を守る視点など、様々な方 面からの検証が必要ではないかとの意見があり、執行部からは、結果的に児童が亡く なったという事実を厳粛に受け止め、最も重要と考える「再発の防止」に向け、第三者委員会の検証結果を踏まえて対応したいとの回答がありました。

また、別の委員からは、厚生労働省が「体罰によらない子育て」に関するガイドラインの素案をまとめ公表したが、今後児童相談所は現行の業務に加え、児童虐待であるか否かの相談や問い合わせなどが、当然大きく増加していくことが予想され、今の組織体制で対応することは困難である。人員配置など組織のあり方も含め、市町村や地域の民生委員、児童委員の力も借りるなど、役割分担についても検討が必要ではないかとの意見があり、執行部からは、児童相談所の今後のあり方については法的な枠組みも含め、第三者委員会で議論いただき、その結果を国などへしっかり伝えていきたいとの回答がありました。

また、執行部から報告のありました「医師確保計画(骨子)について」では、委員から、せっかく着任した医師が生活環境や家庭の事情により短期間で地域を離れられるケースが見受けられるため、医師の定着について検討してほしいとの要望があり、執行部からは、医師の勤務環境改善や働き方改革について、当該計画の中で何ができるのかを検討したいとの回答がありました。

次に教育委員会所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「令和2年3月高校卒業予定者の就職内定状況について」では、委員から、益田地域の県内就職率が低いとの報道があったが、ひとりでも多くの子ども達が県内で就職ができるような手立てを早急に講じなければならないのではないかとの意見があり、執行部からは他部局とも連携し、高校1、2年生時に企業へのインターンシップや、人材確保育成コーディネーター等の協力を得ながら、県内企業の魅力を伝え、生徒たちがしっかりと県内企業を知ったうえで進路選択が行われるよう取り組んでいきたいとの回答がありました。

最後に、健康福祉部・教育委員会所管事項についてであります。

11月22日の全員協議会で説明のありました「スクラップ・アンド・ビルドの進め方」のうち『子ども・子育て支援施策の考え方』については、複数回にわたって当委員会を開催し、執行部に詳しい説明を求めたところであります。

委員からは多くの質疑や意見がありましたが、執行部からは、今後、関係者等への 説明や意見を伺う場を設けるとのことでありましたので、当委員会はその結果報告 を求め、引き続き、議論を深めてまいることといたしました。

以上、文教厚生委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。